

（仮称）練馬区農の学校実施計画

平成25年（2013年）3月

練 馬 区

（仮称）練馬区農の学校実施計画

目次

第1章 計画の基本事項	1
1-1 （仮称）練馬区農の学校の概要	1
1-2 実施計画の位置付け及び目的	2
1-3 計画期間	3
1-4 実施計画の対象範囲	3
第2章 人材育成・活用に関する取組	4
2-1 人材育成・活用に対するニーズと課題	4
2-2 人材育成・活用の枠組み	4
2-3 人材育成に関する取組	6
2-4 人材活用に関する取組	15
第3章 施設及び用地	20
3-1 施設の基本的考え方	20
3-2 中核拠点の用地選定及び施設整備	20
3-3 サテライト施設の活用方針	23
第4章 運営体制の構築	24
4-1 学校開設段階の運営体制の基本的考え方	24
4-2 運営の進め方	25
4-3 運営に関わる各主体の役割	26
第5章 全体スケジュール	28

第1章 計画の基本事項

1-1 (仮称)練馬区農の学校の概要

(1) 背景

練馬区は23区最大の農地面積を有しており、区内で営まれる都市農業は、区を特徴づける重要な産業ですが、都市農業・農地を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このような背景から、「練馬区農業振興計画」(平成23年2月策定)では、基本目標「多様な魅力ある都市農業を展開する」に関連する基本方針として「都市農業の未来を支え、担う意欲のある多様な担い手・支え手を育成する」を位置付けました。

この基本目標・基本方針に沿って、区民・農業者・区が連携、協働して都市農業・農地を支えていくための人づくり、また、育成した人々を活かす仕組みづくりを進めるため、平成24年3月に「(仮称)練馬区農の学校基本計画」を策定し、「第I編 練馬区都市農業に関する人材育成・活用構想」において、人材育成・活用に関する基本理念・基本方針を次のように決めました。

都市農業・農地に対する意識

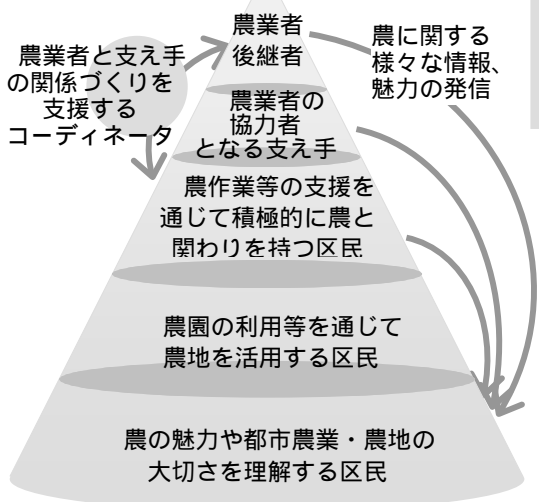
区民の意識と求めるもの

- ・農作業、農業体験の場と機会
- ・農の魅力にふれ、農を学ぶ機会

農業者の意識と求めるもの

- ・農作業を手伝うヘルパー・ボランティア
- ・農業者と支え手を仲介するコーディネータまたは農業者と支え手の交流の場

練馬区の都市農業に求められる人材像

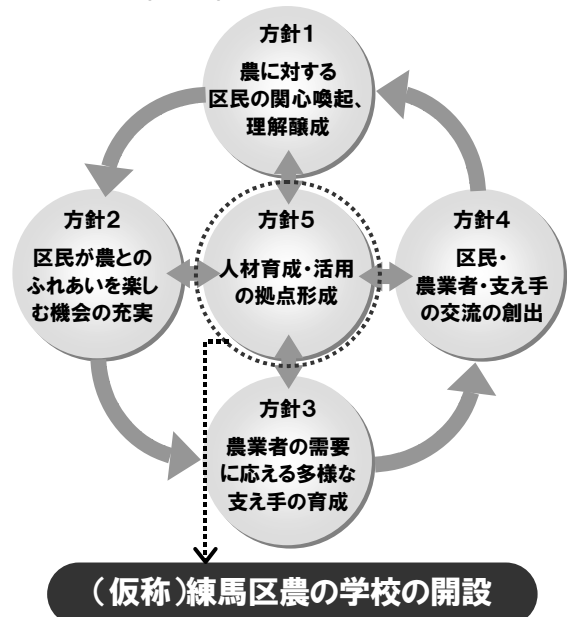


■ 人材育成・活用の基本理念 ■

区民一人ひとりの農とのふれあい、
区民・農業者・支え手のつながりによって、
「農の豊かさを実感できるまち、練馬」を築く

■ 人材育成・活用方針 ■

- ・人材の裾野である区民の農に対する関心を喚起し、農とのふれあい(農園利用等)を通じた農地保全への参画を進めるとともに、農業者を支える人材育成、区民・農業者・支え手の交流の創出により、求められる人材を増やしていく。
- ・上記の各々の場面で育成した人材が活躍することで、人材の育成と活用を相互に結び付け、継続した活動を進める拠点として「(仮称)練馬区農の学校」を設置する。



(2) 役割

(仮称)練馬区農の学校は、「練馬区都市農業に関わる人材育成・活用構想」を推進するため、区民に農業の魅力と役割を伝え、農に関心を持つ区民の中から農業を支える人材を育てるとともに、人材が活躍する場を提供する拠点として開設するものであり、次の5つの役割を担います。

(仮称)練馬区農の学校の役割	農とふれあう区民に、学びの場を提供する 農業者の支え手となる人材を育成する 農の魅力や大切さを区民に伝える情報発信を行う 区民・農業者・支え手の交流機会を提供する 修了生の活躍の場を創出する
----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

1-2 実施計画の位置付け及び目的

(仮称)練馬区農の学校実施計画(以下、「実施計画」という。)は、(仮称)練馬区農の学校基本計画(平成24年3月策定)において、「(仮称)練馬区農の学校の基本的方向」として示された人材育成・活用に向けた取組、施設・用地及び運営の基本的考え方を踏まえ、(仮称)練馬区農の学校の開設及び運営のための具体的な取組、実施スケジュールなどを示すものです。

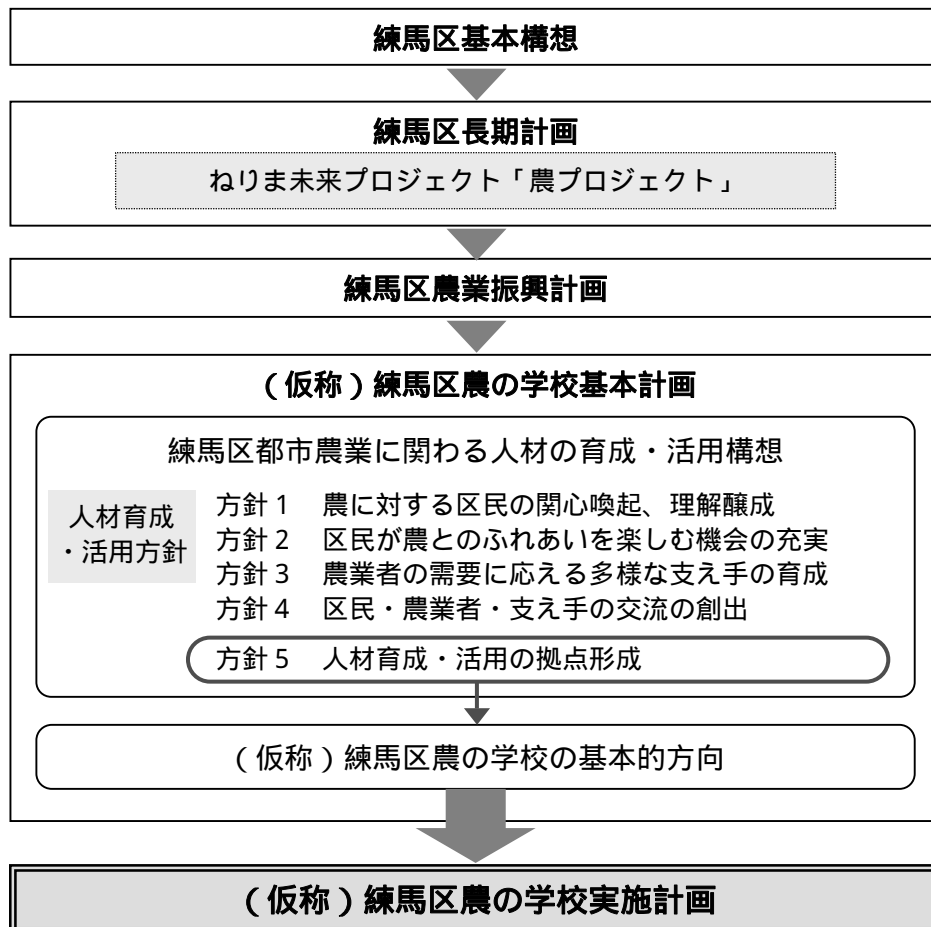


図 1-2-1 計画の位置付け

1-3 計画期間

実施計画の上位計画である（仮称）練馬区農の学校基本計画は、平成 24 年度から 9 年間で計画期間とし、平成 32 年度中の見直しを予定しています。また、（仮称）練馬区農の学校は、平成 25 年度に開設準備を進め、平成 26 年度中の開校を予定しています。

このため、実施計画は平成 25 年度を初年度とし、学校開設から 3 年が経過する平成 29 年度までの 5 年間で計画期間とします。

表 1-3-1 計画期間

	年度										
	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31	2020 H32	2021 H33	
練馬区農業振興計画	→									改定	
（仮称）練馬区農の学校基本計画	→									改定	
（仮称）練馬区農の学校実施計画	策定	開校		→			見直し	→			

1-4 実施計画の対象範囲

実施計画は、（仮称）練馬区農の学校開設までの取組（平成 25・26 年度）と、開設後概ね 3 年間程度の間（平成 27～29 年度）に展開する初級・中級コースを中心とした人材育成、これらの人材を活用する取組を対象範囲とします（下図の点線の範囲）。

農業者の協力者となる人材育成に関わる上級コースの開設、修了生の学校運営への参画については、（仮称）練馬区農の学校開設後の取組の検証を行った上で、具体的な内容を検討し、平成 30 年度以降の次期実施計画において展開するものとします。

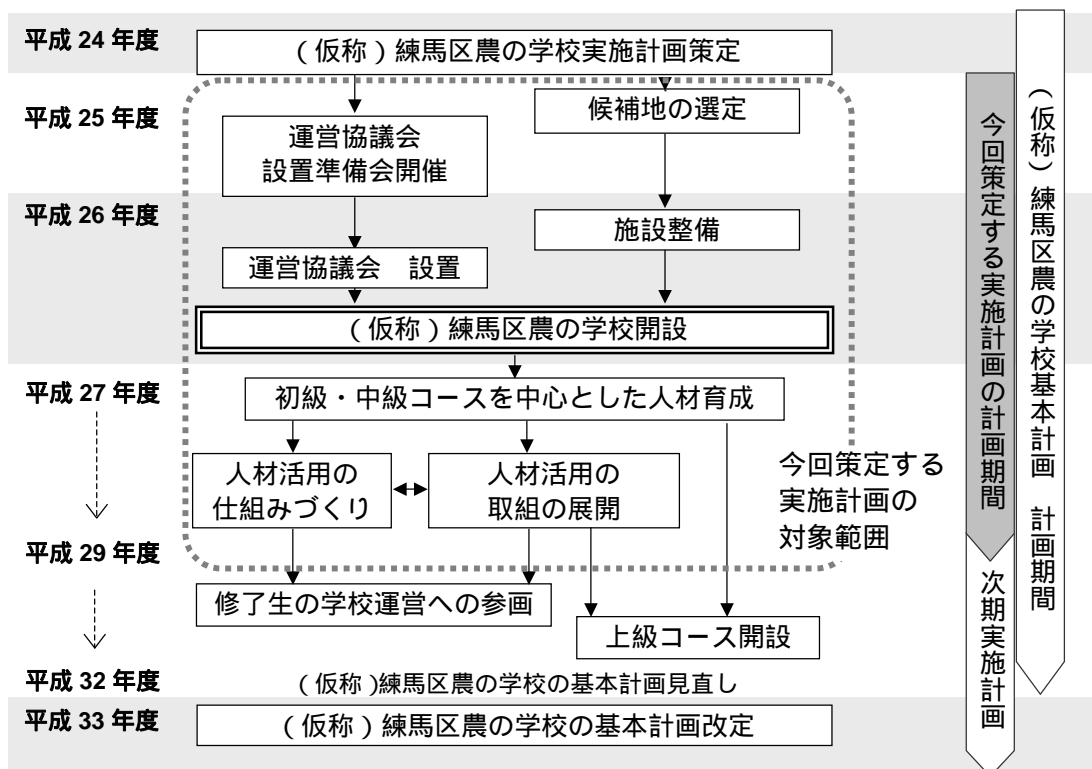


図 1-4-1 実施計画の対象範囲

第2章 人材育成・活用に関する取組

2-1 人材育成・活用に対するニーズと課題

区では、農とのふれあいを促進するため、練馬大根の収穫体験、生産者との交流・収穫体験を行う野菜ウォークラリー等の多くの事業を行っています。また、区民農園・市民農園等を運営し、区民が農作物栽培に取り組みめる場を提供してきました。そして、農業者の支え手育成については、農作業ヘルパー・援農ボランティア育成事業を実施してきました。

実施計画の策定にあたり、農と関わりのある施策・事業を有する課を対象に実施した庁内アンケートでは、土（農業）とのふれあいや楽しさを伝えるイベント、普及啓発活動等の支援における人材活用に対する需要があり、農とふれあうことの楽しさを知り、練馬区の都市農業・農産物について一定の知識がある人材の育成が求められていることが把握できました。同様に農業者を対象に実施したアンケートからは、除草、収穫、作付けなど人手がかかる農作業の支援に一定の需要がみられました。一方で、区がこれまで実施してきた農作業ヘルパー・援農ボランティアの取組に対しては、実際に活用したことがある農業者は少なく、支え手ができる支援の内容等が十分伝わっていないことが、活用が進まない要因の一つとなっていることがわかりました。また、庁内、農業者アンケートの結果、双方からボランティア活動を行う心構えを持った人材が強く望まれていました。

これらの結果から、（仮称）練馬区農の学校開設段階においては、特に次の点を課題として人材育成・活用を進めていく必要があります。

- ・支え手としての活動意識（ボランティア活動の心得）の醸成
- ・活用する側が求める知識、技術を習得した人材の育成
- ・人材を活用する農業者や区の関係各課の人材活用に対する認知向上、意識啓発
- ・人材を活用する農業者や区の関係各課が支援を求める作業と、支え手となる人材が支援できる作業等を共有できる仕組みの構築

2-2 人材育成・活用の枠組み

基本計画及び上述の庁内アンケート・農業者アンケートの結果を踏まえ、この実施計画では基本計画に挙げた人材育成・活用イメージのうち、以下を中心に取組を進めます。

<人材育成>

学校開設年時に「農とのふれあい・体験コース」、「初級コース」、「中級コース」を開設し、実施計画期間中に「中級コース」の開設をめざす。

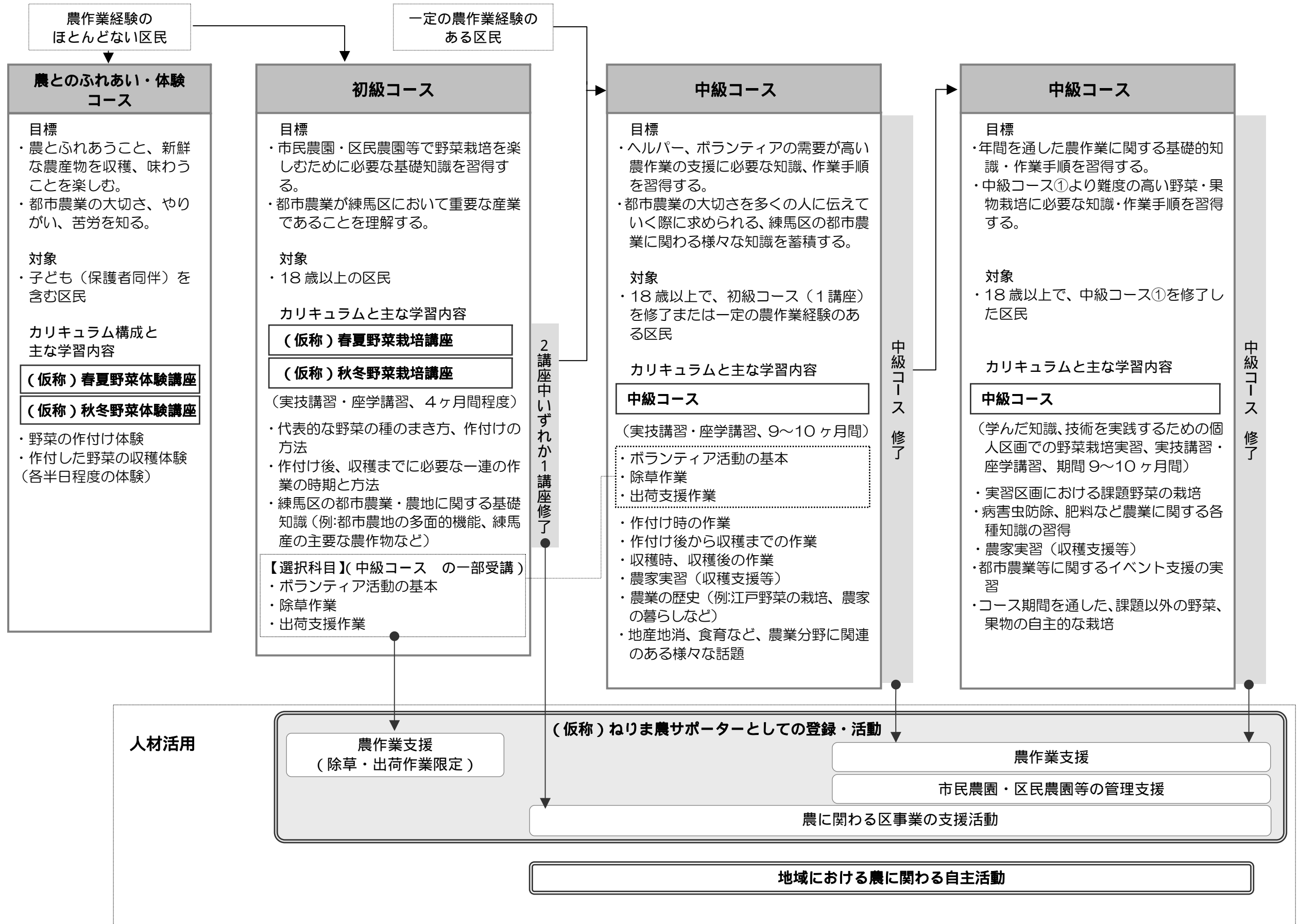
<人材活用>

上記4コースに対応した人材活用の場や機会を創出する。

これに対応した人材育成・活用の枠組みを次頁に示します。

なお、上級コースの開設については、実施計画期間の人材育成の成果の検証、農業者の意向等を踏まえ、次期実施計画期間に開設を検討することとします。

**この実施計画
で進める
人材育成・活用の
枠組み**



2-3 人材育成に関する取組

(1) 人材育成のカリキュラムの設定方針

基本計画に示された考え方、これまでの区の取組、農業者及び市内の人材育成・活用に関するニーズを踏まえ、次の方針でカリキュラムを設定します。

- ・農とのふれあい、初級の各コースは、都市農業を支える人材の裾野の拡大を図るため、農作物栽培を自ら楽しむことを基本としたカリキュラムとします。
- ・中級コース は、農業者の支え手としての活動意識を醸成し、農の魅力を伝えるための基礎知識、農業者が必要とする水準の知識・作業手順を習得することを基本としたカリキュラムとします。
- ・中級コース は、中級コース を修了した支え手が、年間を通した農作業として基礎的知識・作業手順を体系的に習得するとともに、中級コース より専門性・難度が高い作業の支援に必要な知識・作業手順を取得できるカリキュラムとします。
- ・農作業経験のほとんどない区民も支え手として活躍できる機会を創出するため、ボランティア活動の基本姿勢、除草・出荷作業などの単純作業を学ぶことで、習得した作業の範囲で活躍できる場を設けます。

(2) 各カリキュラムの目標・対象・学習内容及び修了条件の考え方

計画期間中に開設を予定する「農とのふれあい・体験コース」、「初級コース」、「中級コース」、「中級コース」の4コースについて、カリキュラムの目標、対象者、主な学習内容、修了条件の考え方を以下に示します。

農とのふれあい・体験コース

目標	<p>農の魅力や都市農業・農地の大切さを理解する人材の裾野の拡大、都市農業の応援団となる区民の育成をめざし、以下の学習目標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農とふれあうこと、新鮮な農産物を収穫、味わうことを楽しむ。 ・都市農業の大切さ、やりがい、苦勞を知る。
対象者	子ども（保護者同伴）を含む区民
主な学習内容	<p>ア．野菜の作付け体験 イ．作付した野菜の収穫体験 ウ．都市農業の大切さ、やりがい、苦勞を聞く</p>
カリキュラムの構成	<p>野菜の栽培時期（春～夏、秋～冬）に合わせて、作付け・収穫を各半日程度で体験できる以下の講座を開設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）春夏野菜体験講座 ・（仮称）秋冬野菜体験講座
修了条件	農とのふれあい・体験コースは、都市農業に関心を持つきっかけづくりを目的とするため、修了条件は特に設けない。

<各講座の構成イメージ>

（仮称）春夏野菜体験講座

開催時期・回数	学習内容のイメージ
5～6月の土日（半日程度）	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜の作付け体験 ・農業者のおはなし（農業のやりがい、苦勞など）
7～8月の土日（半日程度）	<ul style="list-style-type: none"> ・作付けした野菜の収穫体験 ・収穫した野菜を調理し、食べるイベント

（仮称）秋冬野菜体験講座

開催時期・回数	学習内容のイメージ
9月ごろの土日（半日程度）	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜の作付け体験 ・農業者のおはなし（農業のやりがい、苦勞など）
11～1月の土日（半日程度）	<ul style="list-style-type: none"> ・作付けした野菜の収穫体験 ・収穫した野菜を調理し、食べるイベント

初級コース

目標	<p>自ら農作物栽培を楽しむとともに、都市農業の大切さを理解し、応援する人材の育成をめざし、以下の学習目標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民農園、区民農園等で野菜栽培を楽しむために必要な基礎知識を習得する。 ・都市農業が練馬区において重要な産業であることを理解する。
対象者	<p>18歳以上の区民 (農作物栽培を楽しむ区民の育成を目的とするため、その他の参加条件は特に設けない)</p>
主な学習内容	<p>【必修項目】</p> <p>ア．代表的な野菜の苗の選び方、作付けの方法 イ．上記野菜の作付け後、収穫までに必要な一連の作業（施肥、支柱の設置、わき芽かきなど）の時期と方法 ウ．練馬区の都市農業・農地の主な特徴（区内で生産される代表的な農作物の種類・旬の季節、江戸野菜等農業・農村の歴史、都市農業の役割・都市農地の多面的機能など）</p> <p>【選択項目】(中級コースの一部受講)</p> <p>エ．ボランティア活動の基本 オ．除草作業（除草作業の実技講習） カ．出荷支援作業（ダンボールの組み立て等の実技講習）</p>
カリキュラムの構成	<p>野菜の栽培時期に合わせて、作付けから収穫、収穫後の畑の片付けまでを体験できる以下の2講座を開設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)春夏野菜栽培講座 ・(仮称)秋冬野菜栽培講座 <p>選択項目については、中級コースで実施する講習・実習を受講する。</p>
修了条件	<p>各講座の修了は、一定の知識が習得できたことを示すため、講座ごとの出席率が一定以上（例：8割以上）であることを条件とする。</p>

<各講座の構成イメージ>

(仮称)春夏野菜栽培講座(5月~8月、隔週×4ヶ月間・計8回程度)

- ・代表的な春野菜・夏野菜2~4種程度(キュウリ、ナス、トマト、枝豆など)の栽培方法を実習中心に作付けから収穫まで学ぶ。

回数	学習内容のイメージ	
第1回	・オリエンテーション ・栽培の基礎(座学)	
第2回 第3回	・苗の選び方、作付け ・施肥 ・間引き、除草	} 栽培する作物に応じて調整
第4回 第5回 第6回	・支柱設置 ・わき芽かき、剪定 ・防除 ・収穫 ・収穫した野菜を使った調理	
第7回	・畑の片付け ・次の栽培時期に向けた土づくり	
第8回	・学習内容のふりかえり(グループワーク) ・修了式	

(仮称)秋冬野菜栽培講座(10月~1月、隔週×4ヶ月間・計8回程度)

- ・代表的な秋野菜・冬野菜2~4種程度(ダイコン、ニンジン、キャベツ、ホウレンソウなど)の栽培方法を実習中心に作付けから収穫まで学ぶ。

講座の構成は、(仮称)春夏野菜栽培講座と同じ

中級コース

目標	<p>農作物栽培及び練馬区の都市農業・農地に対する理解を深めつつ、人手のかかる単純な農作業を的確に支援できる人材の育成をめざし、以下の学習目標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支え手に対する需要が高い農作業の支援に必要な知識、作業手順を習得する。 ・都市農業の大切さを多くの人に伝えていく際に求められる、練馬区の都市農業に関わる様々な知識を蓄積する。
対象者	<p>18歳以上で、初級コースを1講座以上修了、または一定の農作業経験がある区民</p> <p>一定の農作業経験とは、区民農園や農業体験農園の一定期間の利用、農作業ヘルパー・援農ボランティアフォローアップ研修の受講等を想定</p> <p>参加条件として、農業者の支え手としての知識・技術習得に対する意欲があることを募集時に確認する（作文提出等により確認）</p>
主な学習内容	<p>ア．ボランティア活動の基本 イ．除草作業 ウ．出荷支援作業（ダンボールの組み立て等の実技講習） エ．作付け時の作業（播種・植え付け、寒冷紗の設置など） オ．作付け後から収穫までの作業（間引き、追肥など） カ．収穫時、収穫後の作業（畑の片付け、マルチ敷きなど） キ．農家実習 ク．農業の歴史（例：江戸野菜の栽培、農家の暮らしなど） ケ．地産地消、食育、区内の地域活動など、農業分野に関連のある様々な話題</p> <p>ア・イ・ウの講習は、初級コースの受講生も受講可とする。</p>
カリキュラムの構成	<p>区内で生産される代表的な農作物について、作付けから収穫、収穫後の畑の片付けまでの間の主要な作業を実技中心に学ぶ講座を、年間1講座開設する。</p>
修了条件	<p>各講座の修了は、一定の知識が習得できたことを示すため、講座ごとの出席率が一定以上（例：8割以上）であることを条件とする。</p>

< 講座の構成イメージ >

- ・ 農作業等について学ぶ実技講習・座学（月2回程度）、圃場での野菜の自主栽培（週1回程度）を9～10ヶ月間程度かけて開催する。
- ・ 実技講習は、区内で生産される代表的な農作物の栽培に必要な一つ一つの作業について、実習農場で指導を受ける（概ね月1～2回程度、1回あたり2～3時間程度）。
- ・ 実技講習のほか、農家での実習機会、都市農業の現状・課題や食育、栽培に関わる様々な知識を学ぶ座学の時間を設ける。
- ・ 実習農場に受講者が使用できる区画を設け、実技講習と並行して自主的に農作物を栽培する自主栽培を行う（講師による指導も適宜実施）。

	学習内容のイメージ		
	実技講習・農家実習・座学 （月2回程度）	圃場での自主栽培 （週1回程度）	
	オリエンテーション		
5月	・ ボランティア活動の基本（座学）	任意の農作物を 自主的に栽培 ↓	
6月	・ 作付け ・ 防除、剪定作業等		
7月	・ 除草、収穫、出荷作業等 ・ 農家実習（収穫支援等） （夏休み）		
8月	・ 作付け		
9月	・ 秋冬野菜の栽培基礎（座学） ・ 施肥、間引き作業等		
10月	・ 練馬区の農業の歴史・文化（座学） ・ 除草、出荷作業等		
11月	・ 防除、間引き作業等 ・ 寒冷期の各種作業等		
12月	・ 農にかかわる様々な最新トピックス（食育、 地産地消、区内の活動等）の学習（座学）		
1月	・ 収穫、畑の片付け等		
2月	修了式		

実技講習・座学の内容は例示であり、栽培方法を学ぶ作物の種類、天候等に応じて実施時期を調整

個人区画の栽培実習は、実技講習・座学の開催日以外も適宜、受講生自身が農作物栽培に必要な作業を行うことを想定

中級コース

目標	<p>年間を通じた農作業の基礎的知識、作業手順を身に付け、農業者の支え手として活動するとともに、農とのふれあいを楽しむ区民の支援等にも携わることができる人材の育成をめざし、以下の学習目標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じた農作業に関する基礎的知識、作業手順を習得する。 ・中級コース より難度の高い野菜栽培の支援に必要な知識・作業手順を習得する。
対象者	18歳以上で、中級コース を修了した区民
主な学習内容	<p>ア．実習区画での課題野菜の栽培 イ．中級コース では扱わない野菜の作付け、収穫等の作業 ウ．病虫害防除、肥料など、農業に関する各種知識の習得 エ．農家実習 オ．都市農業等に関するイベント支援の実習 カ．コース期間を通じた、課題以外の野菜の自主的な栽培</p>
カリキュラムの構成	中級コース の学習内容を踏まえ、春夏野菜の作付けから秋冬野菜の収穫まで、1年間を通じた農作業を実習区画で実践し、実技の定着を図る講習を中心とした講座を開設する（年間1講座）。
修了条件	コース期間を通じて、割り当てられた区画において適正に野菜栽培を行い、実技講習及び座学の出席率が一定以上（例：8割以上）であることを修了条件とする。

< 講座の構成イメージ >

- ・農作業の実践によって、それまでに学習した知識、作業手順の確認、定着を図ることを重視し、圃場での課題野菜の栽培（週 1 回程度）、農作業等について学ぶ実技講習・座学（月 1～2 回程度）を 9～10 ヶ月間程度かけて開催する。
- ・圃場での課題野菜の栽培は、課題として栽培する野菜を設定し、定期的に講師のアドバイスを受けながら、実習区画で自主的に野菜を栽培する実技講習を通年で実施する。
- ・上記の実習と並行して、月 1～2 回程度、講師による実技講習、病害虫防除や肥料等、やや専門的な知識を身に付ける座学の時間を設ける。
- ・そのほか適宜、農家での実習機会を設ける。

	学習内容のイメージ				
	圃場での課題野菜の栽培（週 1 回程度）	実技講習・農家実習・座学（月 1～2 回程度）	圃場での自主栽培（自由に通学）		
	オリエンテーション				
5月	課題として設定した野菜の栽培 ↓	・年間作業に関する座学	任意の農作物を自主的に栽培 ↓		
6月		・イベント支援の実習			
7月		・実技講習（肥培管理等）			
8月		・農家実習（収穫支援等） （夏休み）			
9月		・実技講習（作付等）			
10月		・農作業等に関する座学			
11月		・実技講習（肥培管理等）			
12月		・農家実習（収穫支援等）			
1月		・農作業等に関する座学			
2月		修了式			

実技講習・座学の内容は例示であり、栽培方法を学ぶ作物の種類、天候等に応じて実施時期を調整

課題野菜の栽培、個人区画の栽培実習は、実技講習・座学の開催日以外も適宜、受講生自身が農作物栽培に必要な作業を行うことを想定

(3) 各コースの募集人員および受講料

学校開設段階の各コースの募集人員は、人材育成のカリキュラムにおいて中級コース、とも数ヶ月間のカリキュラムを想定したことを踏まえ、基本計画での想定を見直し、以下を基本とします。

ただし、施設規模やコース開設後の運用状況に応じて、適宜見直すこととします。

表 2-3-1 各コースの募集人員

コース	1 講座あたりの募集人員
農とのふれあい・体験コース	15 組程度
初級コース	15 名程度
中級コース	10 名程度
中級コース	5～10 名程度

受講料については、(仮称)練馬区農の学校の運営費用及び講師代、傷害保険料、教材費その他必要経費を勘案し、受講生から一定の割合で受講料を徴収することとします。

2-4 人材活用に関する取組

(1) 人材活用の進め方

(仮称)練馬区農の学校を修了した人材が、都市農業の応援団、農地保全の支え手、農業者の支え手として活躍する場を創出するため、「初級コース」、「中級コース」、「中級コース」の修了者を対象に次の人材活用を進めます。

「(仮称)ねりま農サポーター」としての登録・活動

ア．農作業支援

イ．農に関連する区事業への参画・支援

ウ．市民農園・区民農園等の管理支援

地域における農に関わる自主活動（既存の自主活動への参加を含む）

「(仮称)ねりま農サポーター」としての登録・活動

「初級コース」、「中級コース」、「中級コース」の修了者を「(仮称)ねりま農サポーター」として登録し、農業者のもとでの農作業支援から、農に関連する区の様々な事業の支援まで、幅広く練馬区の都市農業に関する取組を支える人材としての活動を推進します。

ア．農作業支援

農作業ヘルパー・援農ボランティア事業の趣旨を継承し、(仮称)練馬区農の学校の修了生が農業者のもとで農作業を支援する取組を進めます。

活用する人材は、以下を想定します。

- ・中級コース の修了生（各コースで取得した内容に応じた農作業支援）
- ・中級コース に設置するボランティア活動、除草または出荷作業の講習を受講した初級コース修了生（除草または出荷作業支援に限定したボランティアとして活用）

イ．農に関連する区事業への参画・支援

都市農業・農産物のPR、区民の普及啓発等、都市農業に関わる区のイベント等の事業において、都市農業・農産物に関する説明、参加者の案内誘導、資料等の準備・配布等運営に関わる支援者として(仮称)ねりま農サポーターを活用します。

(仮称)ねりま農サポーターの活用を想定する事業の例

果樹を活用した体験学習、野菜ウォークラリー、練馬大根引っこ抜き競技大会

活用する人材は、以下を想定します。

- ・初級コース以上の修了生（ただし、都市農業・農産物に関する説明など一定の知識・技術を必要とする支援内容については、募集時に中級コース以上の修了生等の一定の条件を設けることを想定します）

ウ．市民農園・区民農園等の管理支援

市民農園・区民農園等、区が開設・管理する農園・農地において、共用部分の除草・清掃、講習の運営支援、利用者への助言等の管理支援における人材活用を進めます。

管理支援は、1つの農園等につき少人数グループで行う方向とし、管理支援グループ用に確保した区画を無料で使用できるなどの特典を検討します。

活用する人材は、主に中級コース ・ の修了生を想定します。

地域における農に関わる自主活動

区内では、交通安全、防犯・防火、子育て支援、青少年の健全育成、環境美化など、地域主体の様々な活動が行われており、食育、地産地消の促進等、農に関わる活動も展開されています。

（仮称）練馬区農の学校の修了生自身が課題を見出し、自ら地域での活動に取り組む自主活動についても、人材活用の場の一つと位置付け、修了生の参画を促します。

修了生自身による自主的な活動の立ち上げのほか、農に関連する既存の地域活動（食育リーダー、園芸療法を進める福祉分野の地域活動、買い物支援事業で移動販売を担うNPOの野菜販促活動など）についても、受講生への情報提供を行うなどにより参加を促します。

(2) 人材活用の推進に向けた(仮称)練馬区農の学校の取組

「(1) 人材活用の進め方」に示した人材活用を進めるため、(仮称)練馬区農の学校を拠点として以下の取組を進めます。

- (仮称)ねりま農サポーターの登録・活用の仕組みの構築
- 農業者に向けた人材活用に関する情報提供・交流機会の創出
- (仮称)ねりま農サポーターの活動の組織化支援

(仮称)ねりま農サポーターの登録・活用の仕組みの構築

修了生の人材活用を進めるため、修了生を(仮称)ねりま農サポーターとして登録し、(仮称)練馬区農の学校の事務局が、(仮称)ねりま農サポーターと、人材活用を希望する農業者、区の関係各課等をコーディネートする仕組みを構築します。

具体的には、修了生が(仮称)ねりま農サポーターとして支援できる作業内容・時期等を登録し、人材を活用したい農業者・区の関係各課等についても支援を希望する作業内容・時期等を登録します。両者の登録内容をもとに、要望が見合う(仮称)ねりま農サポーター、農業者および区の関係各課等を、(仮称)練馬区農の学校事務局が引き合わせる場、機会を設ける仕組みを想定します。

なお、(仮称)ねりま農サポーターの活用の仕組みの構築に合わせ、現在の農作業ヘルパー・援農ボランティアの制度は、(仮称)ねりま農サポーターに統合します。

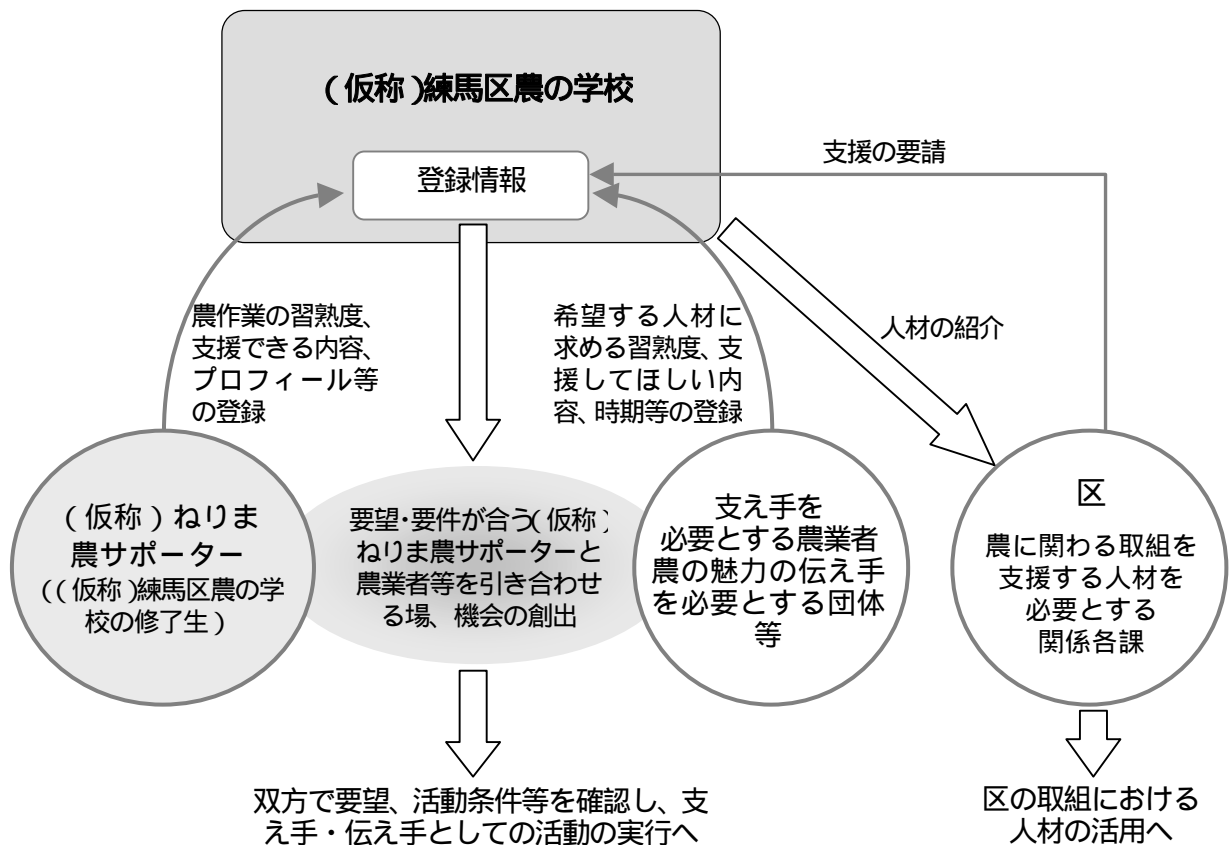


図 2-4-1 人材活用の仕組みのイメージ

人材活用の仕組みは、次の2つの登録制度を整備することで構築します。

ア. (仮称) ねりま農サポーターの登録制度の整備

(仮称) 練馬区農の学校の初級コース、中級コース、中級コースの修了生を対象に、(仮称) ねりま農サポーターとして支援できる作業内容・時期等を(仮称) 練馬区農の学校事務局に登録する制度を整備します。

【主な登録事項】

年齢(生年月日)、性別、支援できる作物と作業内容、作業可能期間、作業可能日数・曜日、作業可能時間、希望する作業地域、有償・無償の別など

イ. 人材を必要とする農業者、区の関係各課等の登録制度の整備

(仮称) ねりま農サポーターと、人材を必要とする農業者、区の関係各課等のコーディネートを進めるため、(仮称) ねりま農サポーターを活用したい農業者・区の関係各課が支援を希望する作業内容・時期等を(仮称) 練馬区農の学校事務局に登録する制度を整備します。

【農業者の主な登録事項】

登録者の氏名、連絡先、支援を希望する作物と作業内容、最大受入人数、希望作業期間、希望作業日(曜日・日数)、希望作業時間など

【区の関係各課の主な登録事項】

登録する課名、連絡先、担当者、支援を希望する事業内容、最大受入人数、希望作業期間、希望作業日(曜日・日数)、作業時間など

農業者に向けた人材活用に関する情報提供・交流機会の創出

区がこれまで実施してきた農作業ヘルパー・援農ボランティアの取組は、支え手ができる支援の内容等が十分伝わっていないことが活用が進まない要因の一つとなっていることが、農業者へのアンケート調査からわかりました。

人材活用に関心のある農業者の人材活用意欲を高め、具体的な活用方法を知っていただくため、農業者に向け、人材活用に関する情報提供、(仮称)ねりま農サポーターとの交流機会の創出を図ります。

農業者への情報提供に関する取組例

- ・人材活用に関心のある農業者に向けた(仮称)練馬区農の学校の公開
- ・農家実習の実施を通じた農業者と(仮称)ねりま農サポーターとの交流機会の創出
- ・人材活用の手引き の作成

事前に農業者と(仮称)ねりま農サポーターとの間で確認することが望ましい作業条件、除草等の作業を含む農作業支援に意欲的に取り組んでもらうための作業の手順、手法、留意事項などの依頼に関することから、(仮称)ねりま農サポーターと協力した都市農業・農産物のPRの展開例など、農業者と(仮称)ねりま農のサポーターの協働のあり方をまとめた手引書

「(仮称)ねりま農サポーター」の活動の組織化支援

(仮称)練馬区農の学校開設から一定期間が経過した段階で、事務局への(仮称)ねりま農サポーターの参画を進め、(仮称)ねりま農サポーターが運営に関わる体制づくりを進めることを念頭に置き、活動の組織化を支援します。

第3章 施設及び用地

3-1 施設の基本的考え方

(仮称)練馬区農の学校は、次の2種の施設により構成します。

中核拠点

都市農業に関する知識と実技の学習、都市農業に関する様々な情報発信や農とのふれあい、区民・農業者・支え手の交流に関する取組の中心となる施設として中核拠点を設置します。

サテライト施設

中核拠点以外の場所で講義や農作業実習を行う際に、既存施設の会議室・集会室、農業者と共同管理する農地等を、短期または臨時にサテライト施設として活用します。

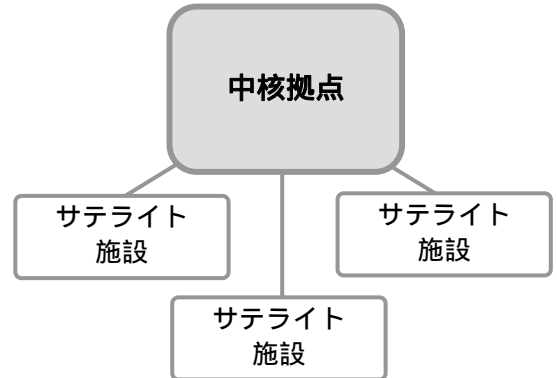


図 3-1-1 中核拠点とサテライト施設の関係のイメージ

3-2 中核拠点の用地選定及び施設整備

(1) 中核拠点の基本的考え方

(仮称)練馬区農の学校開設までに中核拠点とする用地を確保し、人材育成・活用を進めるにあたり必要となる施設を整備します。

なお、(仮称)練馬区農の学校基本計画では、中核拠点の施設の内容として、下記を想定しています。

表 3-2-1 基本計画において想定した中核拠点の施設整備内容

施設	主な設備
校舎	<ul style="list-style-type: none"> ・教室兼集会室 ・展示・集会スペース ・更衣室、シャワー、トイレ ・簡単な調理に対応できる炊事場 ・清掃用具、備品、農薬、種子等を保管する資材保管室
実習農場	<ul style="list-style-type: none"> ・実習用個人区画(1区画 90 m²程度 × 10 ~ 20 区画) ・実習等に使用する共同区画(100 ~ 300 m²程度) ・施設栽培の研修に用いるビニールハウス(1 ~ 2 棟) ・農機具・肥料等の保管庫 ・たい肥の熟成場
広場	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント等に使用できる広場(300 ~ 500 m²程度) ・休憩場所として利用できる東屋
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車、駐輪スペース
想定規模	概ね 3,000 ~ 4,000 m ² 規模の用地

(2) 用地選定及び施設整備の方針

(仮称)練馬区農の学校は、人材育成のカリキュラムを継続的かつ安定して取り組める環境を確保するため、中核拠点の用地選定・施設整備は次の方針で進めます。

(仮称)練馬区農の学校基本計画に示した、導入する施設及び用地の規模に対応できる用地を確保する。

継続的かつ安定的に使用できる条件の土地に配置する。

既存の区所有地、区施設の活用を最大限考慮する。

受講生が通いやすい立地であることに配慮する。

用地を取得する場合は財源の確保が必要となるため、財源を活用できる条件を考慮する。

(3) 用地選定にあたっての留意事項

中核拠点の整備に際しては、用地を区が取得して整備する方法、農地等を賃借して整備する方法が考えられます。しかし、農地の貸付には、農地法、生産緑地法などの制約があります。用地選定にあたってはこれらの点を留意します。

農地の貸付について

- ・農地の売買や賃借は農地法で規制されており、農業委員会の許可がなければ、賃借はできない。

生産緑地と納税猶予について

- ・三大都市圏の特定市の市街化区域内にある農地等については、都市営農農地等(生産緑地)に該当するものに限り相続税納税猶予の対象となっている。
- ・生産緑地は、原則として農地以外の目的には利用できず、30年間の保全義務がある。
- ・相続税納税猶予を受けた農地は、猶予を受けた者の自らの営農が終生義務付けられている。
- ・以下の場合、相続税納税猶予は打ち切られる。
 - ▶ 農業経営を廃止した場合
 - ▶ 相続税納税猶予の適用農地等の売渡し、貸付け、転用又は耕作の放棄があった場合など

(例外として、重度の障害の状態となる等やむを得ない事情により営農が困難となったため貸付けた場合など、相続税納税猶予が打ち切られない場合もある)

(4) 想定される用地及び整備方法の比較

想定される用地確保及び整備方法のメリット・デメリットを以下に整理します。

表 3-2-2 想定される用地確保及び整備方法のメリット・デメリット

想定される方法	メリット	デメリット
市民農園の転用	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブハウス、圃場等、既存の施設・設備を活用できるため、整備費が抑制できる ・区が土地を所有する市民農園の場合は、安定的かつ継続的に使用できるとともに、用地取得費がかからない(ただし、取得時に活用した財源の適用条件によっては転用が困難な場合がある) 	<ul style="list-style-type: none"> ・転用に伴い、市民農園として区が貸し出す区画が減少することへの配慮が必要 ・区が生産緑地を借りて開設している市民農園の場合は、用地取得を検討する必要がある
区民農園の転用	<ul style="list-style-type: none"> ・借地のまま区が使用を継続すれば、用地取得費を抑制できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地化農地を区が借地しており、現在の運用上、建築物を設けることが困難 ・借地の契約期間が定められているため、安定的かつ継続的に区が使用できるわけではない ・転用に伴い、区民農園として区が貸し出す区画が減少することへの配慮が必要
土支田農業公園の転用	<ul style="list-style-type: none"> ・管理棟、体験農場等、既存の施設・設備を活用できるため、整備費が抑制できる ・区が所有する施設のため、安定的かつ継続的に使用できるとともに、用地取得費がかからない(ただし、公園用地取得および整備時に活用した財源の適用条件によっては転用が困難な場合がある) 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通アクセスがあまりよくない(最寄駅からのバス利用、バス停からの徒歩移動を要する) ・転用に伴い、農業体験の場が減少することへの配慮が必要
新規の用地取得による中核拠点整備	<ul style="list-style-type: none"> ・区が土地を所有することで、安定的かつ継続的に使用できる ・区有地のため、施設整備に際しての制約も小さい 	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得等に高い費用を要するため、財源の確保が必要となる ・校舎機能を有する建物、研修圃場等を新たに整備する必要がある ・必ずしも交通アクセスのよい用地を取得できるとは限らない
生産緑地以外の農地を借地した中核拠点整備	<ul style="list-style-type: none"> ・借地のため、用地取得の場合より用地に係る費用は抑制される 	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)練馬区農の学校として使用するための施設整備が必要となる ・借地の契約期間が定められているため、安定的かつ継続的に区が使用できるわけではない ・減少している宅地化農地を借地するため、面積要件を満たすものが限られる

3-3 サテライト施設の活用方針

都市農業・農作業に関する知識習得や農作業の実践、情報発信や交流等の取組を行う際に、中核拠点の機能を補うものとして、以下の方針で既存の施設・農地をサテライト施設として活用します。

(1) 講義等におけるサテライト施設の活用

中核拠点以外の区施設の会議室や集会室等で、都市農業・農作業に関する知識習得を目的とした講義、受講生・修了生と農業者の交流、その他会議等を行います。

(2) 農作業実習におけるサテライト施設の活用

農業者の農地をサテライト施設として活用し、農業者の指導のもと農作業実習を行います。

第4章 運営体制の構築

4-1 学校開設段階の運営体制の基本的考え方

(仮称)練馬区農の学校の運営にあたっては、農業者、JA 東京あおば等の調整を円滑に行うとともに、人材育成・活用に農業者等の要望を取り入れるため、農業者、JA 東京あおば等の関係者や区民、団体、区、事務局の相互調整の場として、運営協議会を設置します。

事務局については、区、農業者、JA 東京あおば、民間事業者等と連携を図りつつ、安定的に運営を行えるようにするため、(仮称)練馬区農の学校がめざす人材育成・活用の仕組みの運用に関わる十分な知識・経験を有する団体・事業者等への委託を予定します。

(仮称)練馬区農の学校開設から一定期間が経過した段階で、事務局への修了生の参画を進め、修了生が運営に関わる体制づくりをめざします。

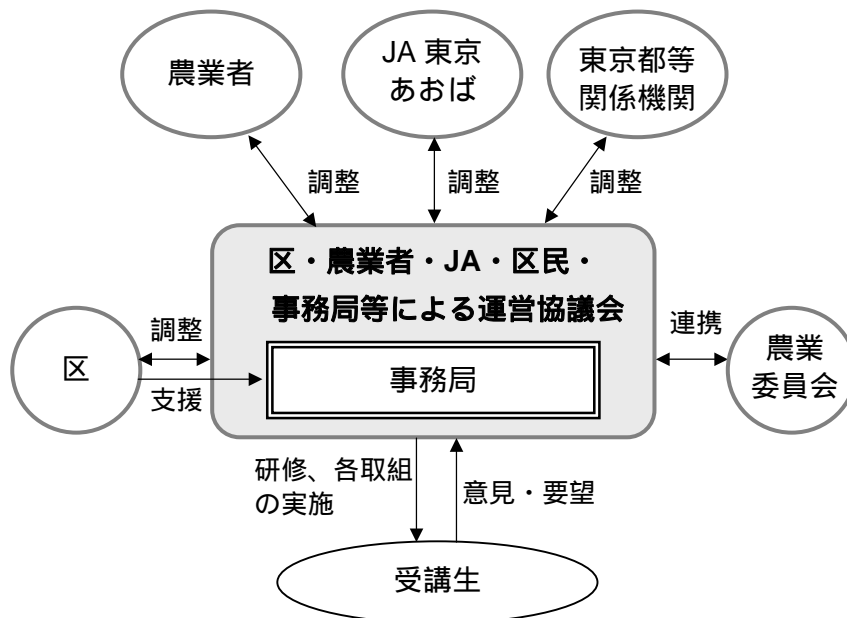


図 4-1-1 (仮称)練馬区農の学校の運営体制

4-2 運営の進め方

(仮称)練馬区農の学校の運営は、以下の(1)~(5)を基本として進めます。

なお、人材育成・活用の取組を進める際には、(仮称)ねりま区民大学との連携を検討します。

(1) 運営協議会

年3回程度を基本として、区が設置・運営を行います。

各回の主な検討事項は、以下を想定します。

年度当初：当年度のカリキュラムの検討

中間時：春から夏にかけてのカリキュラムの実施報告と後期のカリキュラムの確認

年度末：年間の実施報告、次年度の予定等

このほかに、事務局選定時、その他必要が生じた場合に運営協議会を開催します。

なお、運営協議会の設置にあたり、区は学校開設前年度中に準備会を設立します。

(2) 事務局の委託

事務局は、(仮称)練馬区農の学校がめざす人材育成・活用の仕組みの運用に関わる十分な知識・経験を有する団体・事業者等への委託を予定します。

(3) 実習・講習、その他(仮称)練馬区農の学校が行う活動の企画立案・運営

実習・講習、その他(仮称)練馬区農の学校が行う活動は、基本計画及び実施計画を踏まえた詳細案を運営協議会において検討し、講師の確保などの調整を行います。これをもとに、事務局が実習・講習の運営等にあたります。

なお、講師の確保にあたっては、運営協議会に参加する農業者、JA 東京あおば、各関係機関等とも協力して、区内の農業者をはじめとする多様な人材を活用します。

(4) 中核拠点における施設、農場の維持管理

中核拠点として整備した施設や研修圃場の維持管理は事務局が行うものとし、実習・講習等の運営に支障がない状態を維持するものとします。

(5) 人材活用に関する仕組みの検討及びコーディネート

「2-4 人材活用に関する取組」に示した内容を踏まえ、運営協議会で人材活用の仕組みを検討し、事務局が人材の登録、マッチング、仲介等のコーディネートを行います。

4-3 運営に関わる各主体の役割

(仮称)練馬区農の学校の運営に関わる主体(図4-1-1参照)は、それぞれ下記の役割を担うものとします。

表 4-3-1 各主体の役割

主体	役割
運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)練馬区農の学校の運営に関わる事項の協議・決定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 実習・講習等の内容 ▶ 人材活用に関する仕組み ▶ その他(仮称)練馬区農の学校が拠点となって行う活動
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成・活用に関する取組 ・中核拠点の施設、農場の維持管理
区	<ul style="list-style-type: none"> ・運営協議会の開催・運営 ・中核拠点の整備
農業者 JA 東京あおば 東京都等関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・運営協議会への参加 ・(仮称)練馬区農の学校が行う活動への協力
農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)練馬区農の学校の運営への協力
受講生	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)練馬区農の学校の運営への意見・要望の提示 ・((仮称)練馬区農の学校開設から一定期間経過後)事務局の活動への参画

【参考】他自治体における農に関わる人材育成・活用の事業費

(1) 専用の圃場で実習等を行う事業

実施市区 事業名	概要	期間 回数	平成24年度 事業費(概算)	定員 受講料
国分寺市 市民農業大学	作付けから収穫までの一連の作業の体験学習 (修了後、受講生は農業ボランティアに登録)	4~12月 週3回	¥2,700,000	50名 ¥5,000
八王子市 はちおうじ農業塾	遊休農地活用支援事業の一環として、農家直営農園の利用、農作業の受託ができる農業技術と知識を身に付けた人材を育成	2年間 講義4回/年 実習概ね9回/年	¥4,000,000	18名 ¥40,000 (2年間分)
日野市 援農市民養成講座 「日野市農の学校」	市民がより高度な援農活動ができるよう、農業知識や技術を習得できる場として開設	1年間(1~12月) 講義1回/月 実習2~4回/月	¥1,000,000	20名 受講料なし
町田市 農業研修事業	新たな農の担い手の育成 (市街化区域外の遊休農地を活用できる人材の育成)	2年間 月4回(うち年4回程度座学)	¥3,000,000 ~¥4,000,000	13名(H25予定) ¥80,000 (2年間分)

(2) 農業者のもとで現場指導を行う事業

事業名	概要	期間 回数	平成24年度 事業費(概算)	定員 受講料
足立区 農業ボランティア	ボランティア育成を目的とした現場指導	5~12月 12回程度	¥120,000 (指導する農業者への謝礼)	15名程度 受講料なし
江戸川区 農業ボランティア	同上	4~11月 12回程度	¥400,000	42名(実績値) 受講料なし

第5章 全体スケジュール

(仮称)練馬区農の学校は、この実施計画に基づき平成25年度に中核拠点の候補地の検討、運営協議会の立ち上げ準備等を行い、平成26年度の施設整備・開校をめざします。

以下に計画期間に進める取組のスケジュールを示します。

なお、この実施計画は、学校開設から3年が経過する平成29年度に見直しを行うこととします。

取組		年度				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
人材育成	人材育成に関する講座の開設			農とのふれあい・体験コース、 初級コース、中級コース		
					中級コース	
人材活用	(仮称)ねりま農サポーターの活用					
	農業者に向けた人材活用に関する情報提供・交流機会の創出					
	(仮称)ねりま農サポーターの活動の組織化支援					
施設・用地	中核拠点の用地選定	用地選定 →				
	中核拠点の施設整備		施設整備 →			
運営	運営協議会の設置・運営	準備会開催 →	運営協議会設置・運営			
	(仮称)練馬区農の学校の開設・運営					
実施計画の見直し						

(仮称) 練馬区農の学校実施計画

発 行 平成 25 年 (2013 年) 3 月
編集発行 練馬区 区民生活事業本部
産業経済部都市農業課
〒176-8501 練馬区豊玉北 6 - 12 - 1
電話 : 03 (3993) 1111 (代表)
03 (5984) 1398 (直通)
FAX : 03 (3993) 1451
E-Mail : tosinou@city.nerima.tokyo.jp